

○各務原市補助金交付規則

昭和38年7月22日

規則第34号

改正 昭和39年10月31日規則第34号

昭和41年3月31日規則第12号

昭和46年3月25日規則第7号

昭和46年8月31日規則第23号

昭和53年3月29日規則第9号

平成元年11月27日規則第28号

平成16年8月1日規則第23号

平成16年10月1日規則第27号

平成17年3月31日規則第2号

平成19年3月28日規則第6号

平成20年3月27日規則第3号

平成21年3月30日規則第15号

平成31年3月29日規則第29号

令和2年3月31日規則第30号

令和3年3月31日規則第13号

(暴力団等の排除)

第3条の3 市長は、次に掲げるものに対しては、補助金を交付しないことができるものとする。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）

を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人をいう。以下同じ。)が暴力団員である等暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体(以下「法人等」という。)

(4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等

(5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)を利用している個人又は法人等

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等

(7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

(8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等